

# 泉南市 2号認定・3号認定利用者負担額

利用者負担額表								
各月初日の支給認定こどもの属する世帯の階層区分				3号 (3歳未満児)		2号 (3歳以上児)		
国区分	市区分	記載階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	A	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	
第2階層	B	2	A階層を除く	特定世帯	0	0	0	0
			市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
第3階層	C	3	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であって、	特定世帯	5,000	3,600	0	0
			その <b>所得割課税額</b> の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	10,100	7,300	0	0
第4階層	D1	4	"	特定世帯	6,000	4,300	0	0
				48,600円以上61,300円未満	13,500	9,800	0	0
	D2	5	"	特定世帯	7,000	5,000	0	0
				61,300円以上72,900円未満	17,500	12,700	0	0
D3	6	"	特定世帯 (72,900円以上77,101円未満)	8,000	5,800	0	0	
			72,900円以上85,300円未満	22,200	16,100	0	0	
第5階層	D4	7	"	85,300円以上97,000円未満	27,900	20,200	0	0
				97,000円以上122,700円未満	31,600	22,900	0	0
				122,700円以上146,700円未満	39,400	28,600	0	0
第6階層	E3	10	"	146,700円以上169,000円未満	42,600	30,900	0	0
				169,000円以上230,700円未満	49,100	35,700	0	0
				230,700円以上269,600円未満	51,100	37,100	0	0
第7階層	F1	11	"	269,600円以上301,000円未満	55,000	40,000	0	0
				301,000円以上397,000円未満	57,000	41,400	0	0
				397,000円以上	67,600	49,100	0	0
第8階層	H	15						

## 備 考

### 2号認定区分（満3歳以上の保育を必要とする子どもの区分）

### 3号認定区分（満3歳未満の保育を必要とする子どもの区分）

- 1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 B階層からD3階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯  
ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者  
イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者  
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児  
エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者  
オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害  
保健手帳の交付を受けた者
- 3 C階層及びH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定は、適用しないものとする。
- 4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 5 この表のB階層からH階層までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上同時に保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定により認定を受けた施設をいう。）、特別支援学校幼稚部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
ただし、世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（57,700円以上77,101円未満の特定世帯以外の世帯を除く。）についての子どもの順位の算定方法等は、次の表の（注）によらず次項の規定により算定するものとする。

第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額
第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5
第3順位以降の子ども	無償
（注）入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外の子どもを第3順位以降とする。	

- 6 前項ただし書の世帯については、順位を決定するときの算定対象となる子どもの範囲は、年齢にかかわらず生計を一にする子どもとし、またB階層及び特定世帯については、第2順位の子どもについても無償とする。